

令和3年6月定例会 文教厚生委員会

令和3年6月24日（木）

〔委員会の概要 保健福祉部関係〕

大塚委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（16時57分）

直ちに、議事に入ります。

これより、保健福祉部関係の調査を行います。

この際、保健福祉部関係の追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【提出予定議案】（説明資料（その2））

- 議案第19号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

【報告事項】

なし

伊藤保健福祉部長

明日25日の本会議に追加提出を予定しております保健福祉部関係の一般会計補正予算のうち、先議分につきまして御説明申し上げます。

お手元に御配付の文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

国保・自立支援課において補正予算をお願いしております。表の一番下の行、左から3列目でございます補正額の欄を御覧ください。

今回、補正予算額は4,000万円の増額補正をお願いしており、その右隣の計欄にあります補正後の予算総額は1,002億8,307万8,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しているとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

課別主要事項、国保・自立支援課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄①のア、（ア）の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の4,000万円は、生活福祉資金貸付制度の特例貸付を御利用できない世帯に対し、国が新たに創設した新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を速やかに交付できるよう、県が実施する町村分の所要額4,000万円を補正するものであり、7月1日の申請受付開始に向け先議をお願いするものです。

6月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。

報告事項はございません。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

大塚委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出される予定の議案第19号については、本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡委員

ただいま御説明いただきました事業について、もう少し詳しく内容のほうを御説明いただきたいと思います。

金丸国保・自立支援課長

岡委員から、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の概要についての御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、生活に困窮されております世帯に対しましては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによりまして支援策を実施してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、既に生活福祉資金貸付制度における総合支援資金の再貸付が終了するなどによりまして、特例貸付を利用できない世帯が存在しておりますことから、この度、国において、こうした世帯に対しまして就労による自立などを図るために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度が創設されたところでございます。

支給対象といたしましては、総合支援資金の再貸付を終了した世帯でございまして、再貸付について不承認とされた世帯のうち、収入、資産、あるいは求職活動等の要件を満たす世帯となっております。

事業の実施主体といたしましては、都道府県、市及び福祉事務所を設置する市町村、いわゆる福祉事務所設置自治体とされておりますことから、県におきましては、福祉事務所を設置しております8市を除く16町村分について支給事務を実施することとしております。

岡委員

8市は除いての16町村ですね。

（「はい」と言う者あり）

予算額は一応4,000万円ということになっているんですけども、この積算の根拠についてと、どれくらいの方が対象になってくるのか、お聞きしたいと思います。

金丸国保・自立支援課長

岡委員から、給付対象世帯の見込み数、あるいは4,000万円の積算根拠についての御質問でございまして。

本県におきましては、先ほど申しましたとおり、16町村分について本年8月末時点の見込みで特例貸付の再貸付の終了する方、それから再貸付の不承認となった方が合わせて約80人。また、今後、再貸付の申請がなされる可能性のございます特例貸付の延長利用の終了者等につきまして、こちらも約80人と見込んでおりまして、これに1割程度の上乗せを行い合計で175人というふうに算定しているところでございます。

この内訳といたしましては、国から示されております住居確保給付金の世帯人数構成を参考に算出をいたしたところでございまして、単身世帯は105世帯、二人世帯を35世帯、三人以上世帯を35世帯として設定させていただいております。

また、支給額につきましては、月額で単身世帯は6万円、二人世帯は8万円、三人以上世帯は10万円。また、支給期間は3か月としているところでございまして、支給金の予算額につきましては、3,780万円に事務費を含めまして4,000万円で計上させていただいているところでございます。

岡委員

8市がのいているということなので、人口的にはかなり少なくなってくるのか。16町村で人口ってどれくらいなんですか。分からないですか。

175人って人ですよ、世帯ではなくて。人っていうのが結構少ないのでは。

（「世帯です」と言う者あり）

175世帯というのがどれくらいなのか、はっきり分からない。人数の絞り込みを掛け過ぎているようなことがあるのではないかなという印象を少し受けるんですけども、その点についてはどのような考えでしょうか。

金丸国保・自立支援課長

岡委員から、見込み数が少ないのではないかと御質問を頂戴しております。

本県におけます当該事業の実施主体につきましては県と市でありまして、福祉事務所を設置しております徳島市をはじめとする8市につきましては、各市でそれぞれ事業を運営するというふうな制度設計になっているところでございます。

県におきましては、福祉事務所を持たない16町村分の予算を計上させていただいているというところでございまして、8市分が入っておりませんので予算額が少なく見えるかもしれませんが、予算額につきましては本年8月末時点の給付対象世帯となる見込み数に1割程度の上乗せをさせていただいているところでございます。

この8市につきましては、各市でそれぞれ予算計上を行いまして適正に事業が運営されるものというふうに考えるところでございまして、対象となります方に支援の手が届いていないということがないように、県全体で着実に取り組んでまいりたいと考えております。

岡委員

8市については各市で予算措置をしてもらって、これも当然国から出るでしょうが、事業を実施するというようなことで御説明いただきました。

各市における予算措置の状況であったりというのが把握できているのであれば、お聞か

せいただきたいと思います。

金丸国保・自立支援課長

岡委員から、県内8市の状況について御質問を頂きました。

県内各市の状況でございます。現在、阿南市と吉野川市を除く6市につきまして確認が取れているところでございます。6市の合計で申し上げますと、支援対象見込み数としては約900世帯、支給額は約1億9,700万円になると伺っているところでございます。

これに先ほど申しました県が支給事務を行う16町村分を合わせますと、阿南市と吉野川市の2市分を除いた数値にはなりますが、世帯数といたしましては約1100世帯、予算額としては約2億3,500万円になると考えてございます。

岡委員

詳しい数字は分からなくていいんですけども、今出てきている6市で大体900世帯というので、大体の6市の内訳というのはどれくらいか。900世帯のうち、例えば徳島市がどれくらいとか、そういった数字が把握できているのであれば教えてください。

金丸国保・自立支援課長

岡委員から、6市の内訳についての御質問でございます。

徳島市が800世帯、鳴門市が80世帯、小松島市が13世帯、阿波市が15世帯、美馬市が5世帯、三好市が5世帯とお伺いしております。

岡委員

ほとんどが徳島市ですね。

（「はい」と言う者あり）

了解しました。

この2市に対しても、事業実施は当然していただけるものと思いますけれども、再度しっかりと共に実施していきましようということで御確認いただきたいと思います。

事業を実施するに当たっての給付金の対象となる方、恐らく本人も理解していただいているんでしょうけれども、着実に御利用いただく必要というのは絶対あると思います。そのために、制度の周知であったり広報というのが何よりも重要であると思うんですけども、どのように周知していくとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

金丸国保・自立支援課長

岡委員から、周知広報についての御質問を頂きました。

まず、国における取組でございますが、厚生労働省のホームページをはじめといたしまして様々な媒体を通じて制度紹介の広報を行いますとともに、新たに本支援金の相談窓口となりますコールセンターを設置しております。これが6月14日から運用開始されているという状況でございます。

県におきましても、県のホームページへの掲載、また制度周知用のパンフレットにつきまして東部保健福祉局でございますとか、南部・西部総合県民局、また社会福祉協議会へ

の設置，それから県社会福祉協議会と連携をいたしまして，再貸付が終了した方等に対しまして郵送による案内などによります周知を図りまして，支援が必要な方に情報が着実に届けられるように取り組んでまいりたいと考えております。

岡委員

ホームページとかパンフレットというのは，どうしても目にするかどうか分かりませんが，県がある程度把握している方々には郵送で通知が行くというようなことなので，これは非常に手厚くというか，しっかりと周知ができるのではないかなと思います。漏れがないようにしっかりと周知していただきたい。

それから，新型コロナウイルス感染症の経済的な影響というのは，本当に大きな影響が出ていると思います。家計の収入が減ったところで生活費を切り詰めるために食事回数を減らす，あと生理の貧困と言われるような生理用品が買えない方が出てきているというようなことも報道ではよく目にしますし，耳にすることも非常に多くなってまいりました。

この事業をしっかりと円滑に進めていただいて，日々の生活に苦しんでおられる方に必要な支援がしっかりと届けられるように取り組んでいただくことを要望いたしまして，質問を終わりたいと思います。

浪越委員

私のほうからも，この給付金についてです。

これは生活福祉資金貸付制度の特例貸付の再貸付が終了した方，また再貸付が不承認となった方が対象とのことですが，支給要件はどのようになられているのか，お聞きいたします。

金丸国保・自立支援課長

浪越委員から，新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に係ります支給要件についての御質問でございます。

支給要件といたしましては，3点要件がございます。

まず，1点目でございますが，当該申請者の月額収入額につきまして市町村民税均等割が非課税となる基準額と，生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えない額であること。

2点目でございますが，当該申請者の資産につきまして，申請世帯におけます月額収入合計額が市町村民税均等割が非課税となる基準額の6倍以下であること。

3点目といたしまして，今後の生活の自立に向けての要件といたしまして，ハローワークに求職の申込みをし，誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。あるいは就労による自立が困難であり，この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には生活保護の申請を行うこと。このいずれかの活動を行うこととされているところでございます。

浪越委員

今，答弁で聞かせていただきました支給要件に合致しない方は，多分支給対象とならないというお答えだと思っておりますが，この給付金は生活福祉資金貸付制度の特例貸付の活用が

前提となっていると思われま

す。そもそも当初の申請で不承認となった方がいる、再貸付まで至っていない方もいると推測いたしますが、このような本給付金を活用できない方についても生活に困窮されない支援が必要と思われま

すが、このような方々に対してはどのような対応をこれからなさっていくのか、お伺いいたします。

金丸国保・自立支援課長

浪越委員から、本支援金を活用できない方に対する支援策についての御質問でございます。

この度の自立支援金につきましては、生活福祉資金の特例貸付をこれまで利用された方であって、再貸付は終了しているといった理由から、これ以上利用できない方の生活再建に対する支援といたしまして支給するものでございます。

この制度につきましては、単に給付金を支給するということが目的ではございませんで、申請された方の就労等につながるよう支援を行うというものでございまして、自立に向けた取組が重要であると考えているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本給付金を利用できない皆様に対しましても、社会福祉協議会等の関係機関との緊密な連携を図りながら、生活困窮者自立支援事業におけます自立に向けた相談事業の実施でございますとか、住居確保給付金などの各支援制度の紹介、また就労が困難な方に対しましては生活保護制度の利用の案内など、申請された方が自立した生活を送ることができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

浪越委員

自立に向けた様々な推進も含めて、生活保護制度の利用の案内を進められるみたいでござい

ますが、全国的に生活保護受給者も増加しているとの報道がござい

ます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、生活保護制度についてもより利用しやすい運用が重要と考えますが、この点について現状はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

金丸国保・自立支援課長

浪越委員から、生活保護制度の運用についての御質問でございます。

生活保護制度につきましては、利用し得る資産でございますとか、能力などを全て活用いたしましても生活に困窮するといわれる方に対しまして、困窮の程度に応じて必要な保護を行うことによりまして、健康で文化的な最低限度の生活を保証いたしますとともに、自立を助長することを目的とするものでございます。

この度のコロナ禍におきましては、生活保護の弾力的な運用について、国からも数次にわたりまして事務連絡が発出されているところでございまして、例えば一時的な収入の減少のために保護が必要な方の保有する通勤用自動車につきましてはその処分を保留することができること

の配偶者が扶養照会の対象外となるなど、より利用しやすい運用が図られているところでございます。

今後とも、生活に困窮する方が安心して利用できますよう、保護の実施機関をはじめといたしまして関係機関との連携を更に深めまして、必要な支援が対象となる方に的確に届きますよう取り組んでまいりたいと考えております。

浪越委員

先ほど世帯数のお話もあったように、今のコロナ禍において課題も含めて分析を今以上にさせていただきまして、それに対して望まれるべき状態というのは、生活保護世帯も含め様々な人たちがこの予算の執行をスピーディーにさせていただいて、受け取ることによって少しでも安心・安全の気持ちにつながっていけるかと思っておりますので、その点も含めまして取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

西沢委員

支給できる要件について3項目ありましたね。もう一遍言ってください。

金丸国保・自立支援課長

西沢委員から、本支援金の支給要件について御質問でございます。

支給要件につきましては、先ほど述べました3項目がございまして、まず1点目でございますが、当該申請者の方の月額収入額につきまして市町村民税の均等割が非課税となる基準額というのがございます。それと、生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないということがまず一つ条件としてございます。

西沢委員

私は余り税に詳しくないので分かりにくい。例でもいいから、具体的に分かりやすく言ってもらえますか。

金丸国保・自立支援課長

先ほどの支給要件の具体例を申し上げます。

例えば、単身世帯で徳島市にお住まいの方につきましては、その市町村民税の非課税となる基準額が8万1,000円でございます。生活保護の住宅扶助基準額というのが2万9,000円でございます。この足した額を下回る収入額というのが要件の一つになるということでございます。

2点目でございます。当該申請者の資産につきまして、申請世帯における月額の収入合計額が、先ほど申しました市町村民税の均等割が非課税となる基準額、例えば徳島市の単身世帯で申しますと8万1,000円、これの6倍以下であると。

（「年収がですか」と言う者あり）

資産です。貯金とかそういったものになります。

3点目といたしましては、今後の生活の自立に向けて取り組んでいくということが要件となつてございまして、まずはハローワークで求職活動を行うと、そういった求職活動が

できないという方につきましては生活保護の申請を行うと、そのいずれかが要件となっているということでございます。

西沢委員

もらえる期間が3か月ですよ。だから、6万円、8万円、10万円、これが3か月ということは、まずは3か月以内にやっていけるようにしなさいよということなのか。この3か月を過ぎたら、また考えなければいけないとか、どちらを目指しているわけですか。

金丸国保・自立支援課長

西沢委員のほうから、この3か月という支給期間についての御質問でございます。

この自立支援金につきましては、基本的に一時的に給付をするというふうなものではございませんで、この支給決定者におかれて支給期間中に可能な限り就労による自立を図っていただきたいということでございます。

まずは、この3か月間で就労によって収入が上がっていくというふうに取り組んでいただきたいという考えがまず一つございます。

支給終了後におきまして、なお困窮する場合、そういう方につきましては生活保護の活用といったものを御案内してまいりたいと考えておるところでございます。

西沢委員

生活保護は幾らくらいですか。

金丸国保・自立支援課長

西沢委員のほうから、生活保護の支給額についての御質問でございます。

大塚委員長

小休します。（17時22分）

大塚委員長

再開します。（17時23分）

西沢委員

ハローワークに積極的に通ってくださいと、できるだけ仕事を見つけてくださいという話が先ほどありましたように、今だんだんと仕事がなくなってきているのですよね。アルバイトもなくなってきています。だから、生活に困窮する人が本当にまだまだ増えてくるのではないかと思います。

そんな中で、各市町村、市よりも町村のほうが少ないというようなことも聞きますので、それで確かにやっていけるのですよね。だから、その金額にしている。そうしたら、今回の金額は一応3か月で終わりと、それまでに何とかしてちょうだいよと、できなかったら生活保護だという形ですね。それで同じぐらいの金額は出るという形になるわけですね。分かりました。

達田委員

この制度は、緊急小口資金をまず借りて、その次に総合支援資金が一次、二次とありまして、それを借りられた人、それと駄目だった人、それは含まれているわけですね。

ところが、この総合支援資金そのものが最初の緊急小口資金を借りられていないと、次の段階に行けていないわけなのです。私たちもずっとそれを指摘してきたのですけれども、理由が分からないままに貸してくれないという方が多かったわけなのです。

その一つは、緊急小口資金の段階で借りられなかった人、それが次に行けないわけですから、そういうところが救済されるようにしていかなければいけないのではないかと。それともう一つは、今、徳島市とかの数を書いていただいたのですが、この市町村の数にすごく格差がありますよね。それは人口が違うからというものもあると思うのですけれども、5世帯とか15世帯とか、すごく少ないです。ということは、周知が元々できていなかったのではないかと。

例えば、徳島市は割とこういう制度がありますよとお知らせして、そして受けましょうという活動をしていた団体もありますので知っていた方が多いと。ところが、ほかの所はそういうこともなかったので数が少ないと。

格差がすごくあると思うのですけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

蛭原保健福祉政策課長

生活福祉資金に関しまして、数点、御質問を頂いたところです。

まず、緊急小口資金の不承認の理由について御質問を頂いております。さきの委員会でもいろいろ御議論があったお話となりますが、生活福祉資金貸付制度の特例貸付につきましては、基本的に市町村社会福祉協議会において窓口で丁寧な聞き取りを行います。審査については、申請世帯の構成や職業の収入状況、それから極めて配慮を要するような情報の下、実施主体において総合的に判断される形になっております。

不承認理由の開示のお話がありましたけれど、審査に係る情報全般について、社会福祉協議会としては守秘義務を当然負っておるということですので、社会福祉協議会にお聞きしたところ、不承認の理由について開示するのは難しいとお聞きしているところでございます。

それと、市町村ごとの不承認の数ですか。

達田委員

そもそも申請して借りられた方も借りられなかった方も、これは総合支援資金の場合でしょう。

（「はい」と言う者あり）

総合支援資金の場合は借りられなかった方も、この要件に当てはめれば申請できますよということでしょう。

（「そうです」と言う者あり）

ただ、数がすごい少ないので、申請した人がすごく少ないのは、周知がちゃんとできて

いなかったのではないのでしょうかということをお聞きしたのです。

蛭原保健福祉政策課長

すみません、緊急小口資金等の周知をこれまでどのように行ってきたかという御質問と受け取らせていただいております。

これにつきましては、令和2年3月25日から受付が開始されておまして、当初から県ホームページ及び実施主体である県社会福祉協議会のホームページで周知を行う。それから、窓口となる各市町村社会福祉協議会、市町村において広報紙の掲載やホームページ、パンフレットの作成、地域の実情に合わせた周知に取り組んでおります。

また、県においては、その他の支援制度と併せて新型コロナウイルス感染症のポータルサイトを作っておりますので、それを活用した情報発信の展開をしているところでございます。

この生活福祉資金特例貸付につきましては、これまで何度か延長がされてきております。この間には総合支援資金の延長申請ができるとか、再貸付ができるとか、そういう制度が組み入れられてきたところでございます。このように制度変更もかなりありましたので、社会福祉協議会についてはホームページで掲載、徳島新聞とかで広告を掲載、それから期間延長についても広告を掲載、昨年になりますけれど、県でもOUR徳島に掲載するなど、様々な手法を使って周知徹底を図ってきているところでございます。

達田委員

貸付けにつきましては、厚生労働省のホームページを開けば動画もちゃんとあって、こういうふうにしたら借りられるのですよと大変親切に教えてはくれているのです。

ただ、その動画をみんなが見て申請できるという、そういう方ばかりではないのです。特に、生活に困窮している方がそういうのを見るかということ、非常に少なかったと思うのです。私たちがスマートフォンを持って行って見せてあげたら、こんなのだったのかという感じで、初めて知ったというような方もおいでました。

ですから、元々周知というのはちゃんと徹底していたのかなというのが一つ疑問にあるのですが、総合支援資金については申込みをして借りられなかった人がいました。そして、借りられた方も希望額よりずっと減らされて、なぜかと聞いても教えてくれないと。借りられなかった理由も減らされた理由も教えてくれないのです。だから、どう直したらいいのか分からないという、そういう制度だったのです。今お聞きした要件についても非常に厳しいです。ですから、本当に借りたい方が借りられるかということ、私は疑問に思うのです。

新型コロナウイルス感染症対策として貸付金をずっと延長してきて、これは非常に進んだ貸付金だったと思うのです。最初からこういう要件であれば返さなくていいですよと、先に要件を言うような貸付金って今まではなかなかなかったと思うのです。非常に進んだことをやってくれたのだけれども、新型コロナウイルス感染症対策としての生活福祉資金はもうこれで打切りですよって言っているのだなと思えるのです。これがなかったら、もう後は生活保護を申請してくださいよということになると思うのですけれども、その場合はこの申請した人については、生活保護が非常に受けやすい状態になっているのかどうか

というのも問題だと思うのです。

とにかく、なかなか受けさせてもらえない、窓口に行っても申請書ももらえないというような、そういう状態がずっと続いているわけですがけれども、この申請をした方は引き続き生活する上で、生活保護を申請したときに受けやすい状態にさせていただけるのかどうか、その点だけ伺っておきたいと思います。

金丸国保・自立支援課長

達田委員のほうから、この申請をされた方について、その後、生活保護の申請をした際の取扱いについて御質問を頂きました。

今回の申請をされた方につきましては、先ほども申しましたとおり、まずはハローワーク等での求職活動を行っていただいて収入額を上げていただきたい、こういうふうなところで取り組んでまいりたいと考えておるところでございます、そういったことが難しい方につきましては、生活保護の案内というものを流して行って自立につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

今回この申請をしたことによって、生活保護の申請が受給しやすくなるのかどうかということにつきましては、これを申請した、申請しないに限らずその方の状況というものを福祉事務所内のほうで丁寧にお聞きさせていただいた上で、そこは申請を可とするか否とするかということについては丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。そこは弾力的な運用というものも国のほうからも示されているところでございます、そういったことも勘案しながら丁寧な対応に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

また引き続き議論する場があると思いますので、終わります。

西沢委員

前からちょっと考えているのだけれど、ハローワークに通っている方は大体働ける方が行っていますよね。働けるのだから、国の施策が絡んでくるのだろうけれども、例えば農業をやるとか、そういうような働ける人に働いてもらう場を作る。そして、ハローワークに行きながら、まずそこに行ってその間に探すということも国のほうにお願いしてやると、働ける人は働くと。

例えば、市町村とか県が準備した田畑の中で働いてもらって、その間に探すというようなことも、まずは仕事を与えるということも考えていったほうが、これから生活保護をもらう人がだんだん増えてくる中で、大変になってくる可能性もあるだろう。

そんなことを国のほうに提言していくようなこともいいのではないかな。働ける人は働いてもらうのだと、その間に探してもらうのだというやり方も必要なのではないかな。こう言っては悪いけれど、この間は就職活動もしているというのは当然分かるのだけれど、そんなことも並行してしたほうがいいのかと思います。県に言っても仕方がないけれど、そういうことも考えていかなければいけないのではないかなと思います。

大塚委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

私が発言したいことは浪越委員、達田委員、西沢委員も一部おっしゃいましたが、重なっているのでちょっと数字的なことをお尋ねします。

先ほど再貸付とおっしゃいましたけれど、再貸付の前に延長貸付がありますね。緊急貸付があり、延長貸付があり、再貸付まで行く人というのは数としてはとても少ないですね。しかも、達田委員もおっしゃったように、緊急小口資金の段階から既にはねられて、理由が分からない人もたくさんいるわけです。

今回の新制度が十分に需要を満たせたのかと、私は疑問を持っています。意見として申し上げておきます。だから、この最初に借りられなかった人が救済されているとはちょっと思えないところがあるのです。

その点で、達田委員がおっしゃったように、この市間の格差というのはびっくりするほど大きいですね、160倍ですか。徳島市が800世帯、美馬市・三好市が5世帯で160倍ですよ。これはあり得ないです。生活保護の受給者というのは徳島市、三好市、美馬市でどのぐらいいるか分かりますか。

大塚委員長

小休します。（17時39分）

大塚委員長

再開します。（17時39分）

金丸国保・自立支援課長

扶川議員のほうから、生活保護世帯数についての御質問でございます。

令和2年度におけます被保護世帯数でございますが、まず徳島市につきましては4,731世帯でございます。美馬市は423世帯となっております。

扶川議員

大ざっぱに言ったら美馬市は徳島市の1割弱ですよ。それだけ生活困窮者はいるということ。今回のコロナ禍の中でもそういう困窮者がいたはず。ということは、そ

の同じ割合でいくと、例えば徳島市で800世帯が今回対象になるのであれば100世帯ぐらいあってもいいところが、たった5世帯しかいない。

これはやはり各自治体、市の窓口も含めて広報とか周知とか、あるいは相談の受付のやり方、それぞれの社会福祉協議会がやっているわけですが、それが十分であったとは思えないということを意見として申し上げておきたいと思います。

その関係で数字を、すぐに分からなかったらまた出してほしいのですけれど、全県のそれぞれの市町村で、最初にこの特例貸付の緊急小口資金の申請が何件あって、承認されたのが何件か。次に、延長貸付の申請が何件あって、承認されたのが何件か。最後に、再貸付が何件あって、それが承認されたのが何件か。

すぐに出ないと思いますが、だんだん減っていつているわけですから、それについて自治体間で非常に大きな格差があるのではないかと、今日教えていただいた数字だけでも感じますので、後で結構ですのできちんと出していただきたいと思います。

先ほど西沢委員からお話があったけれど、単身世帯で6万円の支給額というのは、郡部の生活保護受給者の家賃を除いた額の生活費、その他の合計が6万円。徳島市はそれが7万円ぐらいになるので、ほかの町でもこんなものです。二人世帯も生活保護費とほぼ同等のお金になっています。

だから、生活保護に誘導するか、その中からこれで何とかつないでもらうという制度であって、例えばこれまでの総合支援資金というのは自営業者も含めていろんな人が使えたでしょう。今回はものすごく限定されていると思うのです。極端に生活保護に該当する程度の人しか対象としない。

しかし、本当はそれ以外にも需要があるのではないかと、まだまだ困っている人がいるのではないかと。私はそこが一番大きな疑問です。

だから、先ほどおっしゃっていただいた数を見た上で、ほかの人をどう助けていくのかということ議論できないかなというふうに思いますので、是非そのあたりの数字を出していただきたいと思いますが、お願いできますか。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま扶川議員から、生活福祉資金の総合支援資金の延長貸付の申請数、それから決定数、それと全体の申請数、決定数。

扶川議員、申し訳ございません、ちょっとお聞きしてよろしいですか。これは最初に幾らだったかというのは言われたと思うのですけれど、一番当初の月に幾らだったかとか、そういう話ですか。

扶川議員

ごめんなさい、累計という意味です。

蛭原保健福祉政策課長

各段階で各月の累計ということですか。ちょっとすみません、それについては手元には今ございません。

（「制度が始まってから現在までの累計でいいです」と言う者あり）

現在までの累計としましては、緊急小口資金については、申請件数が5,459件、これは4月末でまとめています。それで、決定件数は4,624件。総合支援資金につきましては、申請件数が5,159件、決定件数は3,415件となっております。

扶川議員

だから、それを市町村ごとに出してくださいということなのです。それでないと市町村間の格差の問題というのが、さっき指摘があったようなことが検討できないということです。

蛭原保健福祉政策課長

市町村ごとにと扶川議員からの御要望といいますか、資料を出していただきたいというお話がございました。

これにつきましては、基本的に資料の開示というのは県社会福祉協議会がどうするかというのを決める話になりますので、そういう御要望があるというのは伝えていきたいというふうには思っております。

扶川議員

最後に1点だけ、これも達田委員と問題意識は同じなのですが、とにかく不承認の理由が開示されない。

ですから、私も何回も何回も諦めずに頑張らなさいよと発破を掛けて、3度目、4度目にもらえたという人は、私が世話をした人だけでも3人ほどおりますけれども、全体ではもっとおると思います。あっさり諦めた人と最後まで頑張った人でそんなに差が出てしまっているのです。

こんな公的資金を使って給付される制度について、このような不公平なことが起こっては本来いけないはずなので、生活保護なんかはきちんと手引までありまして、客観的に誰が見ても受けられる人、受けられない人というのは勉強すれば分かります。私みたいな素人でもほぼ判定できます。

ところが、この生活福祉資金というのは社会福祉協議会に任せられているがために、社会福祉協議会のほうが厚生労働省に要望したと、私は間接的に聞いていますけれども、不承認の理由を説明しないでいいような形で制度設計してほしいということが全国的に通ってしまっている。

しかし、私が厚生労働省に聞きましたら、それは一応ひな形として出しているけれども、不承認の理由を説明しなくていいという部分は削って契約しても別にかまわない、それはそれぞれの県社会福祉協議会の判断でできることだと聞きました。そのあたりを何度も前の文教厚生委員会でも申し上げましたけれど、県として社会福祉協議会が言っているからできないではなくて、そういう経過なのです。保健福祉部長が県社会福祉協議会に理事で入っているのですから、これはちゃんと開示して説明すべきではないかということをお部長に言っていただいて、それで制度を改善していただきたい。これを最後にお聞きして、終わります。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま扶川議員から、貸付不承認の理由の開示について御質問を頂きました。

これまで委員会でも議論がありましたことですが、繰り返しになりますけれど、この貸付けにつきましては国が示した様式で、統一的な様式を示されています。それについては、基準はないというお話もありましたが、その統一的な様式を示すということはそういう運用自体をしていくというひな形が示されているということですので、県社会福祉協議会としてはこの様式を活用して、その様式自体の中身ですが、貸付不承認となった場合は理由は開示されないことに同意すると、こういうことをチェックする部分がございます。それに同意していただいた上で貸付申請を頂き、貸付決定の可否を判断していくことになっております。

扶川議員

だからそれは違うと、あれはたたき台なのだと、私は厚生労働省に直接聞きましたから、それが示されているからそれが厚生労働省の意思なのだというようなことは言わないでください。

直接国に確認をして、これを外すことも県社会福祉協議会の判断で可能なのですかと聞いてください。そうじゃないと言うのだったら、私がもう一遍厚生労働省に聞きますから教えてください。

大塚委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、保健福祉部関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（17時49分）